協働事業推進のための ガイドライン

~新しい公共の創造のために~

平成19年3月

新 居 浜 市

目 次

は	じめ	に	• • •	• •	• •	• •	• • •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	2	ペ-	-ジ
第	1章	į	協働	」を	知る	3													
	1	今、な	ぜ、協働	動が必															
	2	協働の	の対象と	となる	「市	民」	とは		• •	•		•	•	•	•	•	4	ペ-	ージ
	3	協働の	の基本原	原則	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•				ージ
	4	協働の	の領域	•	• • •	• •	• • •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	6	ペ-	ージ
	5	協働の	の形態	•	• • •	• •	とは ・・・ ・・・	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	7	ペ-	-ジ
第	2 章	重 具	体的	な取	組み	ታ													
	1	協働の	の推進は	本制の	整備	•			•		•	•		•	•	•	9	ペー	ジ
	2	行政耶	哉員の意	訂識改	革	• •	• •		•		•	•	• •	•	•	• 1	0	ペー	ジ
	3	市民》	舌動団体	本の自	立促	進・	協働	オフ	1	ス事	業	20	D連	携		• 1	0	ペー	ジ
	4	協働	事業市目		制度	の創	設		•		•	•	• •	•	•	• 1	1	ペー	ジ
	3		∓推進 に				• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• 1	3	ペー	ジ
第	3章	话:「協	働委	託マ	<u>=</u>	ュア	ル												
	1	協働の	の相手	(パー	トナ	-)	の選	定	•		•	•		•	•	• 1	4	ペー	ジ
	2		契約を約						•	• •	•	•	•	•	•	• 1	6	ペー	ジ
	3	協働詞	評価のフ	与法		• •	• •		•		•	•	• •	•	•	• 1	8	ペー	ジ

はじめに

市民との協働を、理念から実践へ

本市は、平成19年度に、市制施行70周年を迎えます。永年にわたる「まち」の誕生と発展において、自治会や住友企業をはじめとする市民活動団体、企業・法人などと協働しながら、まちをつくって参りました。このことは、本市の誇るべき特性と言えます。しかしながら、市民が多様な価値観を持ち、ニーズも多様化している現在、地域課題解決のためには、更なる協働を進めることが必要です。

平成13年度に策定した「第4次長期総合計画」では、『自立した市民が生涯 学習を通じて個人を高め、「地域」そして「まち」を高めようとする熱意や活動 をもとに、市民、団体、企業及び行政がそれぞれの役割と責任を認識したうえ で、互いに連携を深め協働してまちづくりを推進』することを「まちづくりの 理念」として掲げました。

平成16年2月には「市民活動の推進に関する指針」を策定し、市民活動が 更に活発になるように基盤整備を図ること、市民との協働を積極的に推進して いくという方針を明らかにして、協働にあたっての基本原則、協働事業が可能 な領域、協働の形態、市民活動推進のための具体的な施策について整理しまし た。

平成18年7月1日には、「新居浜市まちづくり協働オフィス」事業が民間委託により開始され、今後ますます、ネットワーク形成や能力開発等市民側の協働環境が整えられていくことが期待されます。

そこで、具体的に協働事業を実践していくためには、行政側としても、自らが主体的に協働事業をデザインしたり、市民からの協働提案を受け入れる体制を整えるなど、庁内における協働環境を整備する必要があることから、市民との協働事業の進め方を整理したガイドラインを作成することになりました。決して固定的なマニュアルではなく、協働の実践や創意工夫の中で加除修正を行い、内容を進化させていきたいと思います。

本ガイドラインに基づき、市民と行政の協働が理念から実践へと進むことを 願ってやみません。

第1章 「協働」を知る

1 今、なぜ、協働が必要か

協働とは

「自立した組織が連携し ながら、新しい公共の 価値を創造すること」

(1)「新しい公共」の創造

~手を結ぶことにより相乗効果を生む~

近年、少子・高齢化・国際化・情報化の進展など社会経済構造が大きく変化し、市民が多様な価値観を持ち、ニーズも多様化する中で、行政がこうしたすべてのニーズに対応することは、現実的には難しい状況です。

しかし、公共サービス・活動は、行政だけでなく、市民活動団体、企業・法人な ど様々な主体が関わって構成しています。

行政は、公平公正の原則から多くの市民が望む公約数的な活動に限定されがちです。また、慎重、充分な議論、事務処理が必要となったり、法令に基づいて動くことが前提であることから、迅速で、個々に応じた対応が難しいことは否めません。

しかし、市民は、行政と異なり形式的公平性に束縛されないため、柔軟で個々に応じた対応が容易であり、目の前の課題にすぐに対応できるという魅力があります。 そのほかにも、専門性、先駆性、開拓性などの魅力(特性)を持つ市民が、まちづくりの担い手として「新しい公共」を創造していけば、行政にはできなかったきめ細かな新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが期待できます。

もちろん、「新しい公共」には、市民が自主的に開拓し、行政と協働しないで実施するものもあり、市民による活動が活発になればなるほど独自の公共サービスも増えていきます。

しかし、共通の課題解決のために、市民と行政がネットワークを組み手を結ぶことで相乗効果を生む「新しい公共」もあります。

それぞれが独自で取り組むよりも協働して取り組む方が効果的と判断されれば、 信頼に基づく協働の取り組みを推進し、そしてその協働を通じて信頼をより確かな ものとしていくことを積み重ねながら、多様な力による新しい公共の仕組みを創造 していくべきではないでしょうか。

「新しい公共」とは、『多様な主体が創出して、共に担う「公共」』をいいます。

現在 行政 協働 市民 将来 行政と市民の協働 市民

(2) 住民自治力の向上

今、市民自らが地域の課題を考え、自らの責任と選択により、主体的かつ継続的な取り組みを進めることで、自立性の高いまちづくり、さらに地域の個性や特色を活かしたまちづくりが期待されています。

市民との協働は、市民が関わることによる市民参画機会の拡充(スタッフやボランティアとしての事業参加等)により、地域課題に対する市民の関心や参画意欲が 高められ、結果的に「住民自治力」の向上につながります。

2 協働の対象となる「市民」とは

このガイドラインでは、協働の対象となる「市民」の概念を、「地域課題に取り組む全ての市民」と位置付けています。

協働の対象となる主な市民概念

(1)市民活動団体

地縁型(自治会など) テーマ型(NPO法人、ボランティア団体など)

- (2)企業、法人(業界団体なども含む)
- (3)その他地域課題に取り組む市民

(1)市民活動団体

市民活動団体とは非営利で公益活動を行う市民団体であり、大きく2つに分類することができます。

一つ目は、地縁型の市民活動団体(コミュニティ団体)です。本市では、自治会は会員の共益的・互助的な活動を行うと同時に、公益活動を積極的に推進しており、まちづくりの主体として大きな役割を果たしています。

二つ目は、NPO法人やボランティア団体など、個別のテーマ(課題解決)に取り組んでいる民間の組織です。

非営利とは、団体の利益を構成員に分配しないことですので、活動の人件費やその他の経費等に充てるために収益事業などを行うことを否定しているものではありません。いわゆるNPO法人は、特定非営利活動促進法(NPO法)に定める設立の用件を満たしていることを行政庁が確認(認証)した市民活動団体です。

(2)企業、法人

商店、企業や、社会福祉法人や財団法人などの公益法人、医療法人、学校法人、企業、各業界団体などは、地域の中では「企業市民」として位置付けられます。

(3)その他地域課題に取り組む市民

団体や企業でなくても、個人の立場で地域課題に取り組むことは可能です。 例えば審議会等の委員になって企画・政策立案に参画したり、道路、河川、公 園などのアダプトプログラム(里親制度)に参加するなど、個人と行政が協働 する形態もあります。

3 協働の基本原則

(1)「自立」の原則

相互理解、対等の上にたって、市民と行政が相互に自立した関係を保つことが重要です。

相互理解(市民と行政がそれぞれの特性や立場を理解し合うこと)

市民と行政相互の特性を充分に認識・尊重することは、より良い協働関係構築のために重要なことです。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を果たすことができます。

対等(市民と行政は対等の立場に立つこと)

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要です。 上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に 基づき協働することが第一歩になります。

自主・自立(市民と行政が相互に自立した関係を保つこと)

一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。 市民が持つ魅力を発揮する上でも、市民の自主性・主体性が確保されることが 求められます。

(2)「共有」の原則

目的や情報を共有して、公共的課題に取り組んでいくことが重要です。

目的共有(市民と行政がその活動の目的を共有すること)

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものです。協働の目的が何かを双方が共通理解し、確認する必要があります。 その上で、お互いの特性を尊重した役割分担をしていくことが重要です。

情報共有(市民と行政がお互いの情報を共有すること)

市民の専門性、行政の情報収集力を考えると、お互いの情報を共有し、共通の公共的課題に取り組むことで、より良いサービスが提供できます。

(3)「公開」の原則

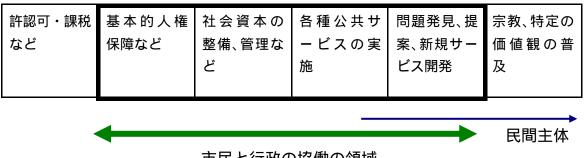
特定の市民と行政が協働関係を結んだときは、両者の関係は、外からよく見える、 開かれた状態であることが必要です。そのため、両者についての基本的事項が情報 公開されていると共に、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、 協働には欠かせない条件です。

協働の領域

下図のとおり、許認可・課税などは行政権行使領域であり、行政が独占的に実施 することが原則です。反対に、宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わ る領域は、民間(市民)の自主管理領域として、行政の介入は許されていません。

しかしながら、その間にある領域については、全て市民と行政との協働が可能な 領域です。

行政主体



市民と行政の協働の領域

(1)基本的人権保障など

安全保障、福祉、教育など、市民が憲法などで規定された基本的人権の保障を図 る領域であり、もっぱら行政が主導的に活動する領域とされています。しかし、福 祉をはじめとして、この領域の活動に取り組む市民も多く存在していますので、協 働事業が展開できます。

(2)社会資本の整備、管理など

社会資本の整備、管理などは、原則的に行政が供給する領域とされています。し かし、これまでも、道路・公園・河川・海岸など公共施設の清掃などは、市民の自 発的な活動が行われていますし、整備に関する企画・立案への参画も含め、ソフト 面での協働が期待されています。

(3)各種公共サービスの実施

行政による取り組みと民間による取り組みが混在している広範な公共サービス 領域で、両者がそれぞれに活動を進めています。柔軟性、機動性、専門性などの魅 力を持つ市民の活躍の幅も広いと思われます。

(4)問題発見、提案、新規サービス開発

専門的・先駆的・開拓的な取り組みや、現状改革のための問題提起・キャンペーン、 全体の合意となる以前の政策提言などが行われる領域で、民間が主導的に活動し、 行政がその支援・促進役として関わる場合も多い領域です。

5 協働の形態

協働事業には次のような形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択する必要があります。

(1)企画・計画立案への参画

審議会や委員会において、さらには懇話会や研究会などにおいても、市民が参画することで、市民の生の声を吸収し、市民ニーズの的確な対応が可能になると共に、行政にはない発想やかつて経験したことのない課題に対するノウハウを活かすことができます。

本市では、平成13年10月1日に「新居浜市審議会等の委員公募に関する要綱」を制定し、市民参加による開かれた市政を推進し、公平な市政参画の機会を保障するため、原則的に、市民又は市民代表の委員数をできる限り確保することとしています。また、企画・計画立案過程での市民参画制度として、平成13年10月1日から「新居浜市市民意見提出制度(パブリック・コメント)」を実施しています。

これらの制度を活用していくほか、施策に関わりの深い市民活動団体、企業・ 法人と日頃から情報交換を行い、積極的に資料を提供して意見を求めていくこと が重要です。

(2)共催、実行委員会など

市民と行政が事業を共催したり、双方で構成された実行委員会や協議会などが事業を主催したりすることにより、市民独自のネットワークや、行政にはない専門性を活かすことが可能となります。

そのためには、実施段階で参画を求めるのではなく、企画段階から積極的に協力関係を築き、情報の共有、事業の企画、実施を進めることが重要です。

なお、この形態での「共催」とは、単なる名義使用ではなく、双方が主催者として協働して責任を分担することをいいます。

(3)協定、事業協力など

道路、河川、公園などのアダプトプログラム(里親制度)のように、比較的ゆるやかな関係において、市民と行政の間でそれぞれの特性を活かす役割分担を取り決めるなどして、一定期間、継続的に事業協力する形態です。

事業協力において協定書などを取り交わす場合は、事業目的、役割分担、責任、 経費負担、協定の有効期間などを取り決めておく必要があります。

(4)後援など

後援は、行政が市民の公共活動に対して賛同することであり、信用保証を行う行為とも言えます。各種行事の共催・後援等の取扱要綱(平成元年度)により、できる限り多様な公益性を認めて、市民活動に対して後援していくことが重要です。

(5)委 託

市が行う事務事業であるが、専門性、先駆性、柔軟性などの魅力を活かすことでよりよい成果やサービスが期待できるときに、その全部又は一部を委ねる形態です。

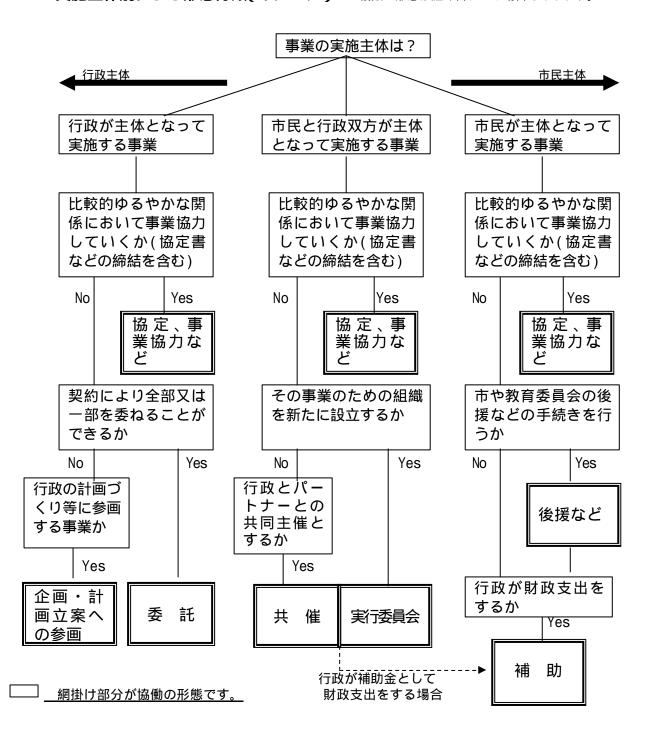
今後、積極的に委託をすすめ、契約による公共サービスの分担を図ることが重要です。

(6)補助

補助金は、市民が主体となって行う社会福祉の増進及び市民生活の向上に寄与することを目的とした事業で、公益上必要があると認められるものに対する財政支援です。

本市では、平成17年9月1日に制定した「新居浜市補助事業の公募等に関する要綱」に基づいて助成する事業を公募します。

実施主体別による形態分類(イメージ) 複数の形態が組み合わさる場合もあります。



第2章 具体的な取組み

1 協働の推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

全庁的に市民との協働を推進していくためには、実効性のある推進体制が必要です。

ただし、本市においては、生涯学習のまちづくり推進体制が構築されており、協働によるまちづくりは生涯学習のまちづくりの大きな柱であることから、本ガイドラインの策定も生涯学習推進本部、生涯学習推進班、生涯学習推進担当という、庁内の生涯学習のまちづくり推進組織により検討されました。

したがいまして、庁内の市民との協働推進体制は、当面、生涯学習のまちづくり推 進体制を活用することとします。なお、それぞれの組織の協働に関する任務は、次 のとおりです。

【生涯学習推進本部】

新居浜市生涯学習推進本設置要綱に基づき、市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長(これらに相当する職にある者を含む。)をもって組織し、市民との協働推進に係る重要事項を審議します。

【生涯学習推進班】

新居浜市生涯学習推進班設置要綱に基づき、毎年度、市長が公募職員、生涯学習 推進担当などから任命して、20人以内で組織します。

推進班は、市民と行政の協働推進に関し、問題点を洗い出し、施策、事業の調査・研究を行うとともに、必要に応じてガイドラインの修正を検討していきます。

【生涯学習推進担当】

新居浜市生涯学習推進担当設置要綱に基づき、総括次長相当の職にある者を総括推進担当、各課所長が指名した者(係長相当の職にある者)を各課所の生涯学習推進担当とします。

推進担当は、各部、各課所において、市民との協働推進、所属職員の意識啓発、市民活動推進課との連絡調整を行います。

(2) 庁外推進組織

市民と行政の協働事業を効果的に推進するために必要と認める事項について審議し、市に対して意見を述べる市民組織として、【(仮称)新居浜市協働事業推進委員会】を設置します。

協働事業推進委員会は、委員10人以内で構成し、公募市民、市民活動団体関係者、 企業関係者、学識経験者などから市長が任命することとします。

なお、推進委員会は、具体的には次の内容を審議することとします。

協働事業市民提案制度の実施に関すること。

本ガイドラインの修正に関すること

その他、市民と行政との協働事業の推進に関すること

(3)協働事業推進担当課

(1)(2)に掲げた推進体制の庶務(事務局)を行い、全庁的なコーディネート(事業担当課との連携、情報提供、情報の共有化)や、協働推進の普及啓発を図る役割を【市民活動推進課】が担います。

2 行政職員の意識改革

これまで公共サービスは、専ら行政の領域であると認識され、行政職員はこうした市民のニーズに対応するために努めてきました。

今後は、ニーズが多様化する中で、市民にとってより良いサービスを提供していくためには、「新しい公共」という概念を認識し、次のような姿勢を持って、これまで以上に市民との信頼関係を構築する必要があります。

- (1) 市民からの提案を積極的に取り入れる姿勢
- (2) 市民の利益を最優先し、質の高い公共サービスを追及する姿勢
- (3) 市民の協働主体としての魅力(特性)を理解し、対等なパートナーとして 接する姿勢
- (4) 行政としての役割を自覚し、自らの能力を出し切る姿勢
- (5)「行政でなければできない」という意識を改める姿勢
- (6)市民との協働を決して単なる「安上がり」「下請け」という意識で取り 組まない姿勢
- (7)「自らも一市民である」という意識を持つ市政
- (8)「協働は、市民と行政が共に変わる」という意識を持つ姿勢

このようなことから、本ガイドラインの啓発や実践を通じて、職員の意識改革を図ります。

3 市民活動団体の自立促進・協働オフィス事業との連携

平成7年の阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍、平成10年の「特定非営利活動促進法(NPO法)」の施行などにより、保健・医療・福祉・子どもの健全育成・環境など多方面において、数多くの市民活動団体が活躍するようになってまいりました。

しかし、自立した団体がある一方、多数の発展段階にある団体も混在しており、 日本における市民活動は、未だ「ゆりかご期」にあると言えるでしょう。

このようなことから、本市では、市民活動団体が、まちへの愛着や誇りに基づき、 使命と責任をもった公共サービスの担い手として活動していくための取り組みや、 団体間及び企業・行政とのネットワークづくりを支援する中間支援施設として、「ま ちづくり協働オフィス」を民間委託により開設しています。

住民自治力を高め、多様な地域主体が、互いの特性の違いを認め活かしあう信頼と協働の積み重ねの中から、効率的で質の高い新しい公共の仕組みを生み出していくことをめざして、「市民活動団体に係る情報の収集・提供に関すること」「市民活動に係る調査及び研究に関すること」「交流及びネットワーク形成の推進に関すること」「行政との協働事業に関すること」「市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供に関すること」を任務とするまちづくり協働オフィス事業を、今後も、受託団体と協力して積極的に推進してまいります。

4 協働事業市民提案制度の創設

市民との協働事業を推進していくためには、庁内の意識改革を継続しさらに進めていかなければ、各課所で協働事業をデザインすることはなかなか難しいものと予想されます。

また、市民の視点で協働事業を提案してもらうことは、現状の行政が直接行っている事業の見直しや具体的な協働事業の洗い出しにつながるのではないかと思われます。

そこで、平成19年度から、市民と行政の協働にふさわしい事業アイデアを募集 する協働事業市民提案制度を創設します。

ただし、審議会等の委員公募、パブリック・コメント、後援申請、補助金公募、公共施設アダプトプログラムなど既存の制度で対応すべきものは、本提案制度の対象外とします。

(1)募集内容

自由テーマによる提案(平成19年度から実施)

・市民が自由に企画する公益的、社会貢献的な事業であって、提案者と市が協働して取り組むことによって相乗効果が発揮され、効果的に地域課題や社会的課題の解決が図られるもの。

市が提示するテーマに対する提案(平成20年度から実施)

・市が実施している既存事業や新規事業の概要を提示して、協働提案や、提 案者が事業主体となって取り組むことによって、コストやサービスの質の 面から市が実施するよりもプラスになる提案を募集するもの。

「委託」の場合は、人件費を含む事業費の公開が必要です。

(2)募集期間

次年度の当初予算対応にも間に合うよう期間を設定して募集します。ただし、 運用により事業化が可能なものは、一年を通じて受付することとします。

(3)提案者

次の基準をすべて満たす市民活動団体(法人格の有無は問わない)

- ・新居浜市内で活動していること、又は活動する予定があること。
- ・原則として、組織の運営に関する規則(規約、会則等)が定められていること。
- ・予算・決算を適正に行っていること。
- ・原則として、1年以上継続して活動していること。
- ・その他市長が必要と認める要件。

企業、法人

(4)事業化の方法

提案は、各事業担当課所において事業化できるかどうか検討するほか、(仮称) 新居浜市協働事業推進委員会に付議し、委員会の評価を受け、生涯学習推進本部 で事業化の可否を決定します。

なお、予算対応が必要な場合は、次年度の当初予算措置を検討します。

協働事業市民提案制度の流れ

募集要項の決定



当年度の市民提案募集要項を決定します。(市民活動推進課)

協働事業市民提案の公募



市政だよりやホームページなどで、広く募集します。(市民活動 推進課)

. |各事業担当課所との協議

1

自由テーマによる提案の場合は事業担当課所を決定します。 各事業担当課所は、事業内容を正確に把握して、協働事業ができ るか、解決すべき課題があるか検討します。

(仮称)協働事業推進委員会へ付議



(仮称)新居浜市協働事業推進委員会に、各事業担当課所の検討 結果も合わせて付議し、委員会は、協働すべきと考えられる事業 提案について、市長(生涯学習推進本部長)に報告します。

生涯学習推進本部による事業化の決定



協働すべきと報告された事業提案については、生涯学習推進本部で、事業化の可否を決定します。なお、企画財政会議など庁内協議は、市民活動推進課がとりまとめます。

事業の予算措置



予算措置を講じます。

協働相手(パートナー)の選定



提案団体を「特命」で選定しない場合は、「企画提案方式」(150° -ジ 参照)等により、改めて協働相手(パートナー)を選定します。なお、審査は、(仮称)協働事業推進委員会が行うこととします。

協働事業の実施



事業の内容、進め方、役割分担などについて十分協議し、事業を実施します。 委託の場合は、第2章の「委託契約を締結するときの留意点」(16~17小°-ジ)を参照してください。

協働事業の評価

事業終了時には、事業評価とは別に、協働評価シートを活用して協働評価を行います。協働の基本原則が守られていたか等を市民と行政が相互に点検・評価を行い、次の協働事業に活かしていきます。(18~200°-ジ参照)

5 三ヵ年推進スケジュール

段階的に推進を図るため、以下のとおり、平成19年度を初年度とした三ヵ年推進スケジュールを設定します。ただし、協働事業市民提案制度の結果などにより、柔軟に対応していくこととします。

なお、平成22年度以降のスケジュールについては、19年度、20年度の成果を踏まえ、平成21年度に検討を行います。

(1)初年度(平成19年度)

協働事業推進体制を整備し、行政職員の意識改革を図るため集中的にガイドラインの啓発等に取り組みます。

現状の市が直接実施している事業について、協働の視点で見直しに着手します。

協働事業市民提案制度により、自由テーマを中心として、協働がふさわしい 事業の提案を募集します。

なお、協働すべきと考えられる提案については、運用面で実施可能な事業を実施するとともに、予算対応が必要な事業は、平成20年度の当初予算措置を検討します。

(2)二年度(平成20年度)

予算措置された新たな協働事業の実施に取り組みます。

協働事業市民提案制度により、引き続き、協働がふさわしい事業の提案を募集します。

前年度の成果を踏まえ、自由テーマのほか、現在市が実施している事業や予定している新規事業の概要、コストなどを提示して、市民との協働提案や、市民が事業主体となって取り組むことによりコストやサービスの質の面から市が実施するよりもプラスになる提案などを募集します。

なお、協働すべきと考えられる提案については、運用面で実施可能な事業を実施するとともに、予算対応が必要な事業は、平成21年度の当初予算措置を検討します。

(3) 三年度(平成21年度)

ニヵ年の成果を踏まえ、可能な限り協働の視点を盛り込んだ事業の実施に取り組みます。

引き続き、協働事業市民提案制度を活用して新たな協働事業の創出を目指し ます。

平成22年度以降の新たな推進スケジュールを検討します。

第3章 協働委託マニュアル

1 協働相手(パートナー)の選定

協働の相手の選定方法は、協働の形態によって異なります。例えば、補助や後援などは、事業計画、予算、会則などを審査して決定しますし、公共施設アダプトプログラムは、制度の趣旨に合う活動をしていただくことが唯一の条件です。

したがって、ここでは、専門性、先駆性、柔軟性などの魅力を活かすことでよりよい成果やサービスが期待できるときに、市が市民に全部又は一部を委ねる形態、「委託」を想定して、選定方法を整理します。

(1)地縁型の市民活動団体(コミュニティ団体)と協働する場合

一定範囲の地域を対象としたまちづくりを協働する場合などは、自治会や各小学校区単位の実行委員会、協議会組織など、地縁型の市民活動団体(コミュニティ団体)をパートナーとすることが多くなります。その場合、市の協働の相手方として複数の団体が名乗りをあげて競合する関係にはならないと考えられます。

しかし、その場合も、協働の基本原則は全て踏まえなければなりませんし、役割 分担、費用負担割合など十分に協議を行い、協働事業を推進することが大切です。

(2)テーマ型の市民活動団体、企業等と協働する場合

テーマ性を持って活動する市民活動団体や企業等との協働においては、協働相 手の選定方法において、公平・公正性、透明性の確保が求められます。

委託契約は、地方自治法に基づき行われ、行政が行う発注方式の原則に「競争入札」を位置付けています。「競争入札」によらない発注方式を「随意契約」といいますが、この方式は、地方自治法施行令で規定する特定の用件に該当する場合のみに行うことができます。

専門性や先駆性などの特性を活かす市民との協働委託には、「随意契約」である「企画提案方式」や、実施できる団体等が1団体しかない場合は「特命」により選定する場合もあると考えられますが、その選定方法を採用する理由と、選定結果については、説明責任が求められます。

	競争入札 (一般・指名)	入札金額を最重視して、相手を決定する。						
随	見積り合わせ	予定価格が一定額(委託契約の場合50万円)以下の場合で、 金額を最重視して相手を決定する方法。						
意契約	特 命	価格競争によらずに、特定の団体等を選定する方法。専門性・ 先駆性などの事情により、その事業を実施できる団体が1つし かないこと等の明確な理由が必要となる。						
	企画提案方式	事業を実施できる団体等が複数あるが、価格による競争になじまない場合は、あらかじめ事業を効果的に実施する企画案を公募し、企画内容や事業遂行能力を審査して決定する。						

企画提案方式での協働相手の選定方法

協働相手の候補の把握

まず、公募対象となる市民活動団体や企業等の有無の確認が必要です。 N P O法人については、愛媛県ボランティアセンターホームページなどに情報が掲載されています。

募集要項の決定

募集要項は、以下の例を参考に、事業内容により柔軟に対応してください。

- ・ 事業名及び事業概要
- 予算額
- ・ 応募資格(団体等の要件)
- ・ 募集する企画提案の内容及び提出書類
- 審査方法(審査の回数、方法、公開・非公開などを記載)
- 審査基準(審査項目ごとの視点・指標など)
- ・ 審査結果の通知方法 (時期や方法)
- ・ 企画提案に要する費用の負担
- ・ 企画提案書の返却の可否
- ・ その他

* 新居浜市事務事業委託契約審査委員会設置要綱に基づき、予定価格が1件 300万円を超える事業は、公募前に事務事業委託審査会の審査が必要です。

企画提案の公募

ホームページや市政だよりなどで、広く募集します。なお、事業によっては、説明会も実施します。

企画案の審査

書類審査や(公開)プレゼンテーションにより、企画案の審査をします。

審査結果の公表 (通知)

応募者全員に通知し、ホームページに掲載するなど透明性を図ります。

契約締結

相手方と協議して、契約内容を確認し、契約を締結します。

2 委託契約を締結するときの留意点

委託を行う相手の選定が終わったら、協議、契約内容を確認、契約締結をして、 事業を実施します。ここでは、契約を締結するときの留意点について、整理します。

(1)協働の基本原則を双方で確認する。

協働の相手と協議にあたっては、まず、協働の基本原則【自立(相互理解、対等、自主・自立)、 共有(目的共有、情報共有)、公開】を双方で再確認し、互いに何でも話し合える関係づくり が大切です。

(2)協働の対等なパートナーとして、確認・協議を行う。

市民を下請けとして扱う事のないよう留意し、対等なパートナーとして、次のような事項について確認・協議を行います。

- · 事業目的、事業内容、期間
- ・双方の分担
- · 経費負担、支払方法
- ・ 事業遂行に関する協議方法(コミュニケーションの方法や頻度)
- ・ 評価、報告書作成、公開方法(誰が、いつ、 どのように行うか)
- ・ 成果の帰属
- 契約解除の条件
- ・ 個人情報の保護
- ・スケジュール
- ・ 事故がおきた場合の対処方法・補償
- ・ 疑義が生じたとき、取り決め事項の変更が生じたときの対処方法
- ・ その他

(3)契約書は双方の合意内容を文書化したもの。押しつけは厳禁。

双方で確認・協議をした結果、合意内容を文書化したものが契約書です。決して、行政がつくった契約書を押しつけるような事があってはなりません。ただし、市民にも、公の資金を使うことに伴う責任を自覚していただき、報告書の作成、契約履行に伴う事業完了の確認・検査が必要な事などを理解していただく必要があります。

なお、新居浜市契約規則第26条により、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成することが規定されています。

委託契約内容の例

契約保証金

契約保証金は、新居浜市契約規則第30条の規定により、契約金額が 少額であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれが ないときや、市長が特に認めるときは、免除が可能です。

市民活動団体との委託の場合は、契約保証金を免除することを基本とします。

支払方法

市の支出は、履行確認後の支払い(精算払)を原則としていますが、 市民活動団体の多くは財政的な課題を抱えていることから、前金払を しなければ事業を遂行することが困難な団体が多いのも現状です。

したがって、市民活動団体の資金繰りなど財政状況などを踏まえた 上で、事業の円滑な執行を確保する必要があれば前金払をすることと し、債務の額が確定した後、精算するようにします。

成果の帰属

一般的な委託事業では、著作権は行政に帰属します。しかし、事業の成果物によっては、市民によって社会に還元する方が効果的な成果物もあります。例えば、市民活動団体の方がネットワークが多い場合は多くの人に波及できるし、市民にとって親しみやすいケースもあるでしょう。

したがって、成果物は、一概に行政のものと決めつけずに、著作権 をはじめとした権利の帰属について、お互いが十分意見交換した上で、 両者の帰属とする場合は、契約書に明示します。

例:(成果の帰属)

第 条 この業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲 と乙の両者に帰属するものとする。

損害賠償責任、契約解除の権利

損害賠償責任と契約解除権は、市民と行政の双方が対等な関係になるよう留意します。

例:(損害賠償責任)

第 条 甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき事由により相手方又は 第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

例:(契約の解除等)

第 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は 変更することができる。この場合において、甲は、既に支払った委託料 の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

2 乙は、甲がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、乙は、既すでに生じた負担の全部 又は一部の支払いを甲に請求することができる。

3 協働評価の方法

市民と行政との協働推進の目的は、第2章で述べたように、手を結ぶことで相乗効果を生む「新しい公共」を創造すること、住民の地域課題解決力としての「住民自治力」の向上にあります。

このため、協働事業の評価は、新居浜市行政評価実施要綱(平成17年度)に基づく事業評価だけではなく、協働の基本原則(自立・共有・公開)が守られたか、「相乗効果」が発揮されたか、「住民自治力」を高めるために、地域課題に対する市民の関心や参画意欲を引き出す事業展開がされたのか、ということを検証するような、市民と行政の協働姿勢や協働過程を評価する仕組みが必要になります。

そこで、今後、本ガイドラインに添って事業化した協働事業については、次ページの協働評価シートを活用して、市民と行政が相互に点検・評価を行うこととします。

なお、協働事業の評価は、適切に評価を行うことにより次の協働事業の推進に活かすことを目的として行うものであり、以下にあげる評価の手法や項目については、引き続き研究し、適宜改善していくものとします。

(1)協働評価の実施

評価の時期

事業終了時に評価するものとします。

評価の方法

市民と行政(事業担当課所)それぞれが内部で協議して評価を決定し、その 後双方で協議し、次の協働事業に活かすための改善点などを確認しあいます。 例えば、両者の評価に違いが出た場合は、相互協議の中で、その原因は何かを 話し合う必要があります。

なお、評価は、各項目4段階評価(A・B・C・D)とします。

- A 「はい」
- B どちらかといえば「はい」
- C どちらかといえば「いいえ」
- D [IIII]

(2)評価結果の活用

相互評価を行うことにより、市民から見た行政の課題や、行政から見た市民の課題を明らかにして、次に活かすことが重要です。 仮に協働にふさわしい事業ではない、 協働の形態が適正でないということになれば、手法を変更する必要があります。

また、評価結果については、ホームページに掲載するなどにより広く公表し、広 く協働事業に関する理解を得ていく必要があります。

協 働 評 価 シ - ト

	事業名						実施年度	
	部局				課	所		
団体	本等の名称							
	評価項	目	評価者	評価			左の評価の説	明
相互理解	それぞれの 立場し かんたか	お互いの特性や立場を十分に認	団体等					
		識、尊重し て、事業を 実施する:	市					
		とができた かどうかを 評価。	相互協議 結 果					
対等	双方が対	対には、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学ででいる。	団体等					
	等 の 立 場 に 立 っ て いたか		市					
			相互協議 結 果					
	市民の自主的が尊重されたか	自主 主十し果せか がませか でを がで でを でで でで でで でで でで でで でで でで で	団体等					
自主			市					
			相互協議 結 果					
自立		依存体質が助 長されるなど、 市民の自立れる これがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこれがこ	団体等					
	市 民 の 自 立 化 な か ったか		市					
		評価。(新たな 自発的事業展 開につながり 自立化が進ん だ場合は A 評 価)	相互協議 結 果					
	双方が協	事業実施ができたかどう かを 評	団体等					
目的共有	働事業の 目的を共 有できた		市					
ľ	か	価。	相互協議 結 果					

		ᆙᄞᄼᆚᄼ					
情報共有	双方がお 互いの情 報を共有 できたか	情報 特 は は は に が が が が が が で う が で う が で う が で の が で の で の に に の に の に に に に に に に に る に に に に に に に に に に に に に	団体等				
			市				
			相互協議 結 果				
	双方の関係を十分に公開できたか	全 れ、 利 り か を 一 価。	団体等				
公開			市				
			相互協議 結 果				
	乗効果」が	「相乗効果」が十分 に発揮さ	団体等				
で行効男	軍され、独自 行うよりも 果的と認め 1るか	れ、協働が 効果的と認 められるか どうかを評 価。	市				
5 <i>†</i>			相互協議 結 果				
市民の関心や参画意欲を引き出す事業展開がされたのか、		十の画意出所で 一の画き出がで 一の画き出がで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	団体等				
			市				
		を評価。	相互協議 結 果				
事業	業の目的、目	標が達成され	たか、どの	ような店	ሺ果があったか∜	等(自由記)	述)
	田体笙						
団体等							
市							
	相互協議 結 果						
•	和 未						

おわりに

職員一人ひとりが意識改革を

「協働を実践するためには、まず職員の意識改革、意識統一が必要ではないか。」 市民の皆さんから、よく言われる言葉です。

現状は、本市においても、協働を推進する理由等について、職員間の認識や 理解度に差が生じていることも事実ではないでしょうか。

そこで、本ガイドラインでは、協働に対する認識を統一するために、改めて、協働とは「自立した組織が連携しながら、新しい公共の価値を創造すること」と定義し、協働が必要な理由、「自立・共有・公開」といった協働の基本原則、職員が持つべき姿勢、委託契約を締結するときの留意点などについて整理いたしました。

本ガイドラインの作成を機に、今後、職員一人ひとりが意識改革を図りながら、一歩一歩、市民の皆さんとの信頼に基づく協働の取り組みを推進していきたいと思います。

最後に、平成19年2月9日から3月9日まで実施したパブリック・コメントで、次のようなご意見をいただきましたので、原文のまま掲載させていただきます。

『根本的な認識を誤ればいくら協働手法について指標を設けても意味があり ません。

この協働事業は今後、地方社会にとって重要な要素となるモノです。

先ず、新居浜市独自の「公益・自立・協働」等の明確な定義を行わなければ、 協働事業推進は図れないと想います。

簡単に財政負荷を軽減させる為の協働と名がついた外注システムでは、今後、一層財政負荷を増大化させるだけです。』

『これまでの行政では「まち(市民の暮らし)」を維持するための業務(ライフラインや福祉・教育・産業の基盤整備など)であり、そのため、課題を発見し、対処法を考え、条例の策定などをしてきました。しかし、まち(人々の生活)は成熟し、多様なニーズが出てきたので、これからの行政は「まちをよりよくしよう」と考え、行動することが重要になってきた。そのためには、「よくしよう!」と思う多くの市民の意識と行動(責任)も重要である。しかし、これまで、三権分立の定義では「行政」は「法規の範囲内で行う政務」とあるので、あたかも、まちづくりにおいて、行政のみが執行者であるかのように錯覚している市民も多いと考えられる。

そこで、そのためには協働の手段の前に、市民参加の促進を必要とする。 市民参加の方法はこれまでの「シンポジウムなどへの参加を促す」「パブリックコメント」「審議会への公募」などであるので、今後も益々市民参加を促し、幅広い(多様な市民)人材に声をかけ、市民をどれだけ巻き込めるかが重要と考える。

そして、対症療法的な課題解決の提案ではなく、市民とともに、同じ目標 に向かって、夢をかなえる方法(行政がやるべきこと、市民ができること) を話し合い、実行していくことが必要で、その手法が協働である。』

平成19年3月

新居浜市市民部市民活動推進課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1218 FAX 0897-65-1255 ホームページ <u>http://www.city.niihama.ehime.jp/</u>電子メール office@city.niihama.ehime.jp